

議案第11号

北名古屋市消防団条例の一部改正について

北名古屋市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員の報酬等の基準に鑑み、消防団員の確保及び処遇改善を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市消防団条例の一部を改正する条例

北名古屋市消防団条例（平成18年北名古屋市条例第140号）の一部を次のように改正する。

別表第1年額報酬の額の欄中「35,000円」を「38,000円」に、「33,000円」を「36,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

北名古屋市消防団条例の一部改正新旧対照表

新		旧	
別表第1（第14条関係）		別表第1（第14条関係）	
区分	年額報酬の額	区分	年額報酬の額
略		略	
班長	<u>38,000円</u>	班長	<u>35,000円</u>
基本団員（上記に掲げる者を除く。）	<u>36,500円</u>	基本団員（上記に掲げる者を除く。）	<u>33,000円</u>